

川崎市国民健康保険生活習慣病重症化予防事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市国民健康保険データヘルス計画に基づき、川崎市国民健康保険被保険者（以下「被保険者」という。）の生活習慣病の重症化を予防することにより、医療費の適正化及び被保険者の健康保持増進を図るために必要な事項を定める。

(対象となる者)

第2条 本事業の対象は、40歳から69歳までの被保険者のうち、川崎市国民健康保険特定健康診査（以下「特定健診」という。）の結果、次の条件のいずれかに該当する者とする。

- (1) 血圧 収縮期160mmHg以上 又は 拡張期100mmHg以上
- (2) HbA1c 7.0%以上
- (3) eGFR 45ml/min/1.73m²未満

2 次の条件のいずれかに該当する者は、対象から除外する。

- (1) 川崎市国民健康保険特定保健指導の対象者
- (2) 生活習慣病の治療を継続して受けている者
- (3) がん、難病等の慢性疾患の治療を継続して受けている者
- (4) その他、本事業の対象者として適切でない者

(対象者の決定)

第3条 本事業の対象者は、次のとおり決定する。

- (1) 健康福祉局保健所健康増進課健診担当（以下「健診担当」という。）は特定健診結果から第2条第1項の条件に該当する者を抽出し、第2条第2項第1号及び第2号に該当する者を除く。
- (2) 区役所保健福祉センター地域支援担当及び区役所地区健康福祉ステーション地域支援担当・児童家庭担当（以下「地域支援担当」という。）は、

前号のうち、第2条第2項第3号及び第4号に該当する者を除き、対象者を決定する。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、川崎市国民健康保険データヘルス計画に定める期間とする。

(実施内容)

第5条 本事業は、第3条で決定した対象者に対して、次に定める事項を実施する。

(1) 受診勧奨

地域支援担当の保健師・管理栄養士等は、第3条第2号で決定した対象者（以下「対象者」という。）に対し、事前連絡のうえ家庭訪問等により治療の必要性を説明するとともに、医療機関への受診を勧める。

(2) 受診状況確認

地域支援担当は、対象者に対し、受診状況の確認を行うとともに、診療報酬明細書により、対象者の受診の有無を確認する。また、翌年度7月頃に、電話による特定健診受診勧奨及び状況確認を行う。

(3) 記録

地域支援担当は、対象者の情報について、対象者管理台帳に記載する。

(4) 取りまとめ

健康福祉局保健所健康増進課（以下「健康増進課」という。）は、各区地域支援担当の対象者管理台帳を取りまとめる。

(5) 評価

本事業の評価は、保険年金課及び健康増進課で行う。

(情報セキュリティの確保)

第6条 本事業で取り扱う情報の管理に際しては、川崎市個人情報保護条例、

川崎市職員の保有個人情報の取扱い等に関する規則、川崎市情報セキュリティ基準に準ずるものとする。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。